

(1) 地域公共交通計画の概要

○地域公共交通計画は、

- ・地域の移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者等や住民などの関係者と協議しながら作成する計画。
 - ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割を果たす。
 - ・「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、関係者等との個別協議を重ねて作成する。

○地域公共交通計画においては、

- ・既存公共交通を最大限活用した上で、必要に応じて福祉輸送等の送迎サービス、物流サービスなど、地域の多様な輸送資源を活用する取組を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保する。
- ・最新技術を活用して生産性を向上しつつ、外国人旅行者も含めた幅広い利用者が使いやすいサービスが提供されることが必要。



資料) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(国土交通省)

2. 法定計画の構成案

(2) 標準的な地域公共交通計画の章構成

章	項目	内容	
はじめに	・計画作成の趣旨 ・計画の区域 ・計画の期間	交通圏に基づく計画区域の設定 原則5年程度	第1回 協議会
1. 地域の現状等	・地勢・地理 ・社会状況・経済状況	地勢・地理、社会・経済状況の整理	
2. 上位・関連計画の整理	・総合計画 ・都市計画マスタープラン ・立地適正化計画 ・観光圏整備計画 ・その他の関連計画	東京都、奥多摩町、あきる野市、 檜原村等の上位・関連計画を整理	
3. 地域旅客運送サービスの現状等	・地域旅客運送サービスの整備状況 ・地域旅客運送サービスの利用状況、 利用者の意向等	地域の移動に関する統計情報 現状の運行計画等に関する情報 利用者の意向(アンケート調査) 等	
4. 地域旅客運送サービスの役割と課題整理	・地域旅客運送サービスの役割 ・地域旅客運送サービスの課題整理	位置づけ、役割の整理(法の趣旨を踏まえ、 地域全体の中での位置づけを明確化) 上位計画、データ分析より課題を整理	第2回 協議会
5. 基本的な方針		地域の将来像と公共交通の役割の明確化、 取組の方向性	
6. 計画の目標		計画期間内に達成すべき目標と 目標値の設定	
7. 目標達成のための施策・事業、資金調達計画		具体的な事業及びその実施主体 国費等の活用に係る計画	第3回 協議会
8. 計画の達成状況の評価		達成状況の評価計画、 評価に基づく見直し方針	

2. 法定計画の構成案

(3) 計画策定の基本的な考え方

- 「あきる野・檜原地域協議会」と「奥多摩地域協議会」それぞれで計画を策定

<計画の対象範囲>

- ・ 行政界を越える幹線系統バス5路線
- ・ 上記5路線と鉄道との接続や連携
- ・ 上記5路線に接続するフィーダー系統の考え方(※詳細は各市町村が策定する計画で位置付け)
- ・ その他、上記に関連する都市政策等

<計画の区域>

・あきる野・檜原地域:

あきる野市五日市地域、小宮・戸倉地域

(市都市計画マスタープランを基に設定)

檜原村全域

・奥多摩地域:

氷川地区、小河内地区

(第5期奥多摩町長期総合計画の区域を基に設定)

